

1 教育課程

関連委員会	総合福祉研究科委員会、教育の向上に関する委員会
関連部署	
関連データ	

1 平成24年度 活動方針・目標

ACTION PLAN

以下の項目について、具体的な活動計画を立案し、平成24年3月に工程表にまとめた。

- (1) コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にした教育課程の編制及び養成する修了生像の具体化
- (2) シラバスの整備
- (3) 標準在学期間中の学位授与を可能とする研究指導體制の組織的検証ならびに審査基準の公表
- (4) FDの実効性の向上と学生による授業評価システムの再検証
- (5) 高度専門職業人としての臨床力の修得を客観的に評価するシステムの構築

2 具体的計画

PLAN

- (1) コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にした教育課程の編制及び養成する修了生像の具体化
教育課程（平成26年度以降入学生適用）の改訂
学位授与方針を、養成する修了生像が具体化されるよう、見直す。
- (2) シラバスの整備
大学院要項掲載のシラバスに、教育目標に則した到達目標を明示する。
- (3) 学位授与可能とする研究指導體制の組織的検証ならびに審査基準の公表
修士及び博士の学位に係る審査基準を検討し、その基準や手続き等を明示する（平成26年3月までに実施予定）。
- (4) FDの実効性の向上と学生による授業評価システムの再検証
教育の向上に関する委員会を中心として、FDのあり方および授業評価システムのあり方を再検討する（平成26年3月までに実施予定）。
- (5) 高度な専門職業人としての臨床力の修得を客観的に評価するシステムの構築
臨床心理士については、臨床心理士養成委員会を中心に具体的に検討を進める（平成26年3月までに実施予定）。

3 取組状況

DO

- (1) コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にした教育課程の編制及び養成する修了生像の具体化
コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にすべく、教育の向上に関する委員会を設置し、各専攻・課程の教育課程を全面的に見直し、改訂を行った（各専攻会議、研究科委員会の審議を経て、26年度入学生から適用）。また、養成する修了生像は、学位授与方針として具体化された。
- (2) シラバスの整備
大学院要項掲載のシラバスに、教育目標に則した到達目標を明示する書式を設定し、すべての科目に記載した。
- (3) 学位授与可能とする研究指導體制の組織的検証ならびに審査基準の公表
教育の向上に関する委員会にて、学位（修士・博士）の審査基準を検討し、新たに審査の基準を制定した（各専攻会議、研究科委員会の審議を経て、7月末に制定し、院生に開示するとともに、大学院要項（H25）に掲載した。〔博士候補認定試験制度は、見直・改正〕）。

- (4) FDの実効性の向上と学生による授業評価システムの再検証
教育の向上に関する委員会では、教育課程の改訂作業に時間が取られ、FDのあり方および授業評価システムのあり方については継続課題となった。
- (5) 高度な専門職業人としての臨床力の修得を客観的に評価するシステムの構築
臨床心理士の評価システムについては、臨床心理士養成委員会が試行的作業に着手し、その一部を「淑徳心理臨床研究」第10巻に研究ノートとして掲載した。

4 点検・評価

CHECK

- (1) コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にした教育課程の編制及び養成する修了生像の具体化
教育課程は予定通り改訂作業が終わり、現行カリキュラムからの移行措置を踏まえて平成26年度から実施する準備をしている。
- (2) シラバスの整備
到達目標の記載については問題がない。さらにわかりやすく活用しやすいシラバス掲載の方法を検討する。
- (3) 学位授与可能とする研究指導体制の組織的検証ならびに審査基準の公表
現在、新基準に従った博士候補認定試験の合格者の論文作成が進行している。
- (4) FDの実効性の向上と学生による授業評価システムの再検証
平成26年度の課題として、引き続き、教育向上委員会を中心に取り組んでいく。
- (5) 高度な専門職業人としての臨床力の修得を客観的に評価するシステムの構築
平成26年度の課題として、引き続き取り組む。臨床心理士のみならず、臨床発達心理士、認定社会福祉士についても同様に取り組む必要がある。

5 次年度に向けた課題

ACTION

- (1) コースワークとリサーチワークの位置づけを明確にした教育課程の編制及び養成する修了生像の具体化
改訂した教育課程が想定通りに実施されるべく、研究科の教育・研究全般を再検証していく。
- (2) シラバスの整備
WEBへの掲載方法を含めて、さらにわかりやすく活用しやすいシラバス掲載の方法を検討する。
- (3) 学位授与可能とする研究指導体制の組織的検証ならびに審査基準の公表
現在指導ならびに審査が進行している事例を念頭に、現在の指導体制の検証を、教育向上委員会を中心に続ける。
- (4) FDの実効性の向上と学生による授業評価システムの再検証
授業アンケートの方法の見直しをはじめとして、平成26年度の課題として、教育向上委員会を中心に検討する。
- (5) 高度な専門職業人としての臨床力の修得を客観的に評価するシステムの構築
平成26年度の課題として、引き続き取り組む。臨床心理士のみならず、臨床発達心理士、認定社会福祉士についても組織的に取り組み、それを教育向上委員会、各専攻会議などで吟味していく。

以上

2 教育組織

関連委員会	研究科自己点検・評価委員会、資格審査委員会、教育の向上に関する委員会
関連部署	
関連データ	

1 平成24年度 活動方針・目標

ACTION PLAN

- (1) 教育目的にかなった教員組織の編制
- (2) 大学院として求められる教員像やそれに基づく教員組織の編制方針の明文化
- (3) 心理学専攻における教員の過大な授業時間数の改善

2 具体的計画

PLAN

- (1) 大学院担当教員の編制・組織
総合福祉研究科担当教員資格審査内規に基づき、「研究指導及び研究指導補助担当教員」の資格審査を経て、研究科各専攻・課程の担当教員（含む兼任教員）を編制・組織する。
- (2) 大学院として求められる教員像やそれに基づく教員組織の編制方針の明文化
- (3) 心理学専攻における教員の過大な授業時間数の改善

3 取組状況

DO

- (1) 大学院担当教員の編制・組織
24年度の研究科担当教員は、資格審査委員会の審査および研究科委員会の審議を経て、次のように編制された。
 - 社会福祉学専攻 博士前期課程 21名（退職3名）〈兼任4名〉
 - 博士後期課程 13名（退職4名、新規担当3名）
 - 心理学専攻 修士課程 11名（退職2名、新規着任2名）〈兼任3名〉
- (2) 大学院として求められる教員像やそれに基づく教員組織の編制方針の明文化
研究科の自己点検・評価委員会において、教育の目標等を再考するなかで検討する方針であるが、教員全員が学部と兼任であるため、学部の検証を踏まえた明文化を行う方針とした。
- (3) 心理学専攻における教員の過大な授業時間数の改善
平成26年度のカリキュラムを改訂する方針が出ていたため、このカリキュラムにおいて、専任教員の授業時間数を削減できるよう、カリキュラムの改訂を教育の向上に関する委員会を中心に検討し、年度内の研究科委員会において改訂案を取りまとめた。

4 点検・評価

CHECK

- (1) 教育目的にかなった教員組織の編制
現在、特段の問題は生じていないが、新カリキュラムの実施に際して、新たな編制の検討が必要となる。
- (2) 大学院として求められる教員像やそれに基づく教員組織の編制方針の明文化
平成27年3月を目標に、総合福祉学部の教員組織の編成方針を明文化する予定であり、それとともに明文化を目指している。
- (3) 心理学専攻における教員の過大な授業時間数の改善
カリキュラム案はできたが、兼任教員とどのように分担するのかはまだ調整されていない。さらに、総合福祉学部の授業担当時間数も削減しなくては根本的な改善には至らないため、学部の関連部署とも連携をとってさらに改善策を講じる必要がある。

- (1) 大学院として求められる教員像やそれに基づく教員組織の編制方針の明文化
総合福祉学部の教員組織の編成方針の明文化と同時並行で明文化が求められる。
 - (2) 心理学専攻における教員の過大な授業時間数の改善
平成26年度の科目担当において、兼任教員の科目分担を増やす必要がある。さらに、総合福祉学部の授業担当時間数の削減に向けて、学部の関連部署とも連携をとって改善策を講じる。
- 以上

3 研究活動

関連委員会	総合福祉研究科紀要編集委員会、心理臨床センター運営委員会、総合福祉研究科研究倫理委員会
関連部署	総合福祉研究科
関連データ	・淑徳大学大学院総合福祉研究科紀要 ・淑徳大学心理臨床研究 vol.10

1 平成24年度 活動方針・目標

ACTION PLAN

- (1) 研究科附属心理臨床センターによる心理臨床的地域貢献の在り方の基礎研究
- (2) 研究科研究紀要の発行
- (3) 附属心理臨床センター紀要の発行
- (4) 大学院学生研究費の補助
- (5) 総合福祉研究科における研究倫理の監督

2 具体的計画

PLAN

- (1) 『『呼ばれて赴く』心理臨床の在り方に関する研究』
- (2) 『淑徳大学大学院総合福祉研究科紀要』第20号の発行
- (3) 『淑徳心理臨床研究』第10巻の発行
- (4) 大学院学生研究費補助金の助成
- (5) 研究倫理説明会と研究倫理申請についての審査

3 取組状況

DO

- (1) 研究科附属心理臨床センターは、平成24年1月から非常勤研究員（非常勤相談指導員兼務）を1名採用して、『『呼ばれて赴く』心理臨床の在り方に関する研究』に着手した。
平成24年度は、「アウトリーチ」概念を再検討した上で、三陸沿岸の総合病院に院内「心理相談室」を開設した経験を分析し、「呼ばれて赴く」心理臨床の在り方を検討した論文を『淑徳心理臨床研究』に掲載した。
- (2) 『淑徳大学大学院総合福祉研究科紀要』第20号を発行し、論文4点、研究ノート等5点を掲載した。
- (3) 『淑徳心理臨床研究』第10巻を発行し、原著2点、研究ノート他3点等を掲載した。
- (4) 大学院学生研究費補助金の交付に関する内規に従って、申請のあった研究について審査を行い、補助金を交付して、研究成果の公表を求めた。
- (5) 研究倫理説明会を5月に実施した上で、研究倫理申請（含む免除）のあった延べ25件の研究について、7月から3月まで3回に渡って審査委員会を開催して審査を行った。

4 点検・評価

CHECK

- (1) 『『呼ばれて赴く』心理臨床の在り方に関する研究』は、開始からまだ十分な時間がたっていないが、これまでの試みの概念化が開始されており、さらなる整理と展開が期待される。
- (2) 『淑徳大学大学院総合福祉研究科紀要』第20号は、順調に刊行されており、大学院生の投稿も順調である。
- (3) 『淑徳心理臨床研究』第10巻も順調に刊行されている。できれば、修了生・在学生の投稿の増加が望まれる。
- (4) 大学院学生研究費補助金は、申請件数が減少しており、制度のあり方の再検討が必要かもしれない。
- (5) 研究倫理説明会は着実に機能している。しかし、倫理申請が年度の6月（中盤以降）に偏る傾向、申請書類記載内容の不備などが散見されるので、指導が必要である。

- (1) 『『呼ばれて赴く』心理臨床の在り方に関する研究』は、継続して研究をすすめ、『淑徳心理臨床研究』第11巻にその成果を報告する。
- (2) 『淑徳大学大学院総合福祉研究科紀要』第21号の発行
- (3) 『淑徳心理臨床研究』第10巻の発行
- (4) 研究倫理委員会申請についてのこれまで以上に丁寧な指導態勢

以上

第1部

III 学部・研究科等による取組み

1 千葉キャンパス

4 国際交流

関連委員会	総合福祉研究科国際交流委員会
関連部署	総合福祉研究科
関連データ	

1 平成24年度 活動方針・目標

ACTION PLAN

- (1) 提携大学との学術交流に基づく留学希望者の募集
- (2) 研究科正規課程への外国人入学試験受験者の募集
- (3) 留学生との交流会

2 具体的計画

PLAN

- (1) 提携校に留学希望者の推薦（毎年1名）を求める。
- (2) 外国人入試受験者の募集のため、WEBへの公示の他に、日本語学校等と連携した募集活動を行う（大学案内・入試要項等の配布、入学者選抜方法や研究活動の紹介等）。
- (3) 留学生との交流会の開催（学部留学生と合同開催）

3 取組状況

DO

- (1) 淡江大学亞州研究所からの推薦により、平成25年度に1名の短期留学生の派遣を決定（9月末日予定）。そのため、淡江大学窓口とは、情報交換を行った。なお、平成24年度の希望者はなかった。
- (2) 平成25年度入学試験における外国人入学試験では、1名が受験し、合格して、入学手続きを行った。なお、社会福祉学専攻博士前期課程の在学学生2名が、平成24年度に修士（社会福祉学）を取得して修了した。
- (3) 留学生との交流会は、総合福祉学部留学生と合同で開催された。また、入学後の留学生相談を随時行っている。

4 点検・評価

CHECK

- (1) 留学生の募集には、併せて提携校等との学術交流を進めることが必要であるが、協定や覚書締結時以降の内外状況の変化があり、現時点では、研究科としての研究者の派遣や受入等の活動が停滞している。
- (2) 留学生との交流は、現在学内が主となっているが、他大学・千葉市等との連携や情報交換も視野に入れた検討が望まれる。

5 次年度に向けた課題

ACTION

- (1) 学術交流協定の見直しを含め、学術交流や留学生募集および受入体勢の再検討が必要である。

以上

第1部

Ⅲ 学部・研究科等による取組み

1 千葉キャンパス